【規程番号　行法Ⅲ－010】

行吉学園神戸女子大学及び神戸女子短期大学の教員の任期に関する規程

（目　的）

第１条　この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（以下「任期法」という。）第５条第２項並びに第４条第１項第１号及び第２号の規定に基づき神戸女子大学及び神戸女子短期大学（以下「本学」という。）における教員の任期に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（任期を定める組織及び職）

第２条　任期を定めて雇用する教員（以下「任期付教員」という。）の教育研究組織及び職は、別表に定めるとおりとする。

（任　期）

第３条　任期付教員の任期は、教育研究組織及び職ごとにそれぞれ別表に定めるとおりとする。

２　別表に規定する任期は、任期付教員が当該任期中（当該任期の始期から１年以内の期間を除く。）にその意思により退職することを妨げるものではない。

３　任期の満了した教員は、第５条第１項の規定に基づき再任用される場合を除き、任期満了時に退職する。

４　任期付教員の任用期間は、別表に特別に定める場合を除き、満70歳に達した日以降の最初の年度末を超えないものとする。

（任用の同意）

第４条　任期付教員を採用する場合には、雇用契約書（別紙基本様式１）及び同意書（別紙基本様式２）により、当該雇用される者の同意を得なければならない。

（再任用の決定）

第５条　再任用の決定は、学部長又は短期大学部長の申出により人事委員会が当該教員の業績審査結果に基づき可否を判断し、その判断結果を踏まえて常任理事会で協議の上、理事長が任期満了の前年度を経過するまでの間に決定する。

２　理事長は、前項の規定に基づき再任用を決定した場合又は雇止めを決定した場合にあっては、当該教員にその旨を通知するものとする。

（業績審査）

第６条　前条第１項の業績審査については、当該教員の任期の開始から、任期満了の前年度を経過するまでの間の業績を対象に行うものとする。

２　前条第１項の業績審査は、次の事項について行うものとする。

（1）教育業績

（2）研究業績（研究活動を含む。）

（3）組織運営貢献度

（4）社会・地域貢献度

３　審査資料の様式、業績審査方法及び評価基準等については、理事長と協議の上、学長が決定する。

（公　表）

第７条　この規程を制定し、又は改廃したときは、本学の広報誌等により広く周知を図るものとする。

（補　則）

第８条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長の意見を聴き、理事長が別に定める。

（改　廃）

第９条　この規程の改廃は、理事会の議を経て、理事長が行う。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別　表（第２条・第３条）

教育研究組織	対象となる職	任　期	再任用の可否
神戸女子大学 各学部各学科 神戸女子大学大学院 各研究科各専攻 神戸女子短期大学 各学科	第２号講師 （平成 30 年４月１日以降に採用された者に限る。）	３年 ただし、博士の学位を有している者及び 60 歳以上の者は５年	可（７年以内（任期の欄ただし書に規定する者は、５年以内）を限度に１年毎に延長することができる。）
	第２号講師 （平成 30 年４月１日以降に採用された者を除く。）	10 年以内	可（特に必要があると認める場合は、１年毎に延長することができる。）
	第２号特任教員 （平成 30 年４月１日以降に採用された者に限る。）	３年	可（２年を限度に１年毎に延長することができる。但し、特段の理由があると認める場合に限り、更に２年以内を限度に１年毎に延長することができる。）
	第２号特任教員 （平成 22 年４月２日から同 30 年３月 31 日までの間に採用された者に限る。）	１年	可（２年を限度に１年毎に延長することができる。但し、特に必要があると認める場合は、通算３年を超えて任用することができる。）
	第２号特任教員 （平成 22 年４月１日付の改正規程施行の際に第２号特任教員であった者に限る。）	１年	可（満 70 歳を限度に１年毎に延長することができる。ただし、特に必要があると認める場合は、満 70 歳を超えて任用することができる。）
	助教 （研究助手を経て助教に採用された者を除く。）	３年	可（２年を限度に１年毎に延長することができる。）

別紙基本様式１（第４条関係）

任期付教員雇用契約書

学校法人行吉学園（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）は、神戸女子大学及び神戸女子短期大学の教員の任期に関する規程（以下「任期規程」という。）に基づき、乙が甲の任期付教員として勤務することについて、次のとおり合意し、契約する。

（任　用）

第１条　甲は、任期規程に基づき、乙の合意のもと、乙を神戸女子大学（神戸女子短期大学）の○○として任用する。

（任用期間）

第２条　乙の任用は、任期規程に基づき　　年　月　日から　　年　月　日までとする。

２　前項の任期は、乙が、任期規程第３条第２項の規定に基づき、その任期中（当該任期の始期から１年以内の期間を除く。）にその意思により退職することを妨げるものではない。

（勤務・給与等）

第３条　乙の就業条件、勤務条件及び給与等については、それぞれの職の設置規程の定めるところによるものとする。

（職務遂行）

第４条　乙は、甲の建学の精神及び教育の理念並びに甲の定める諸規則を遵守し、職務上の上司の指示に従うとともに、教育者としての人格、識見をもって誠実に職務を遂行しなければならない。

（協　議）

第５条　任期規程及び本契約に拠りがたい事態に対しては、甲・乙双方が誠意を持って協議を行い、解決するものとする。

本契約成立の証として、本書２通を作成し、甲及び乙が署名押印のうえ、各１通を所持するものとする。

年　　月　　日

甲

乙

別紙基本様式２（第４条関係）

同　　意　　書

年　　月　　日

学校法人行吉学園　　理事長　　様

（氏　名）　　印

私は、神戸女子大学（神戸女子短期大学）〇〇に採用されるに際して、神戸女子大学及び神戸女子短期大学の教員の任期に関する規程第４条の規定に基づき、下記のとおり任期付教員として任用されることに同意します。

記

年　　月　　日から　　年　　月　　日まで